

火長 林椿^③

管船直庫 麻加尼

梢水共に一百二十名

正徳四年（一五〇九）八月十八日

右の執照は正使勿頓之玖、通事梁敏等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

注（1）梁敏 久米村具江梁氏（亀嶋家）（『家譜（二）』七五六頁）。

（2）蔡樟 久米村蔡氏（儀間家）五世（『家譜（二）』二五二頁）。

（3）林椿 久米村林氏（名嘉山家）四世（『家譜（二）』九二〇頁）。

1-42-03

琉球国中山王尚真の、佳満度等を満刺加国へ遣わす執照

（二五〇九、八、一八）

琉球国中山王尚真、進貢等の事の為にす。

切に照らすに、本国は産物稀少にして貢物を欠乏し、深く未便
と為す。此の為に今、正使佳満度・通事高賢等を遣わし、康字号
海船一隻に坐駕し、磁器等の貨を装載し、満刺加国の出産の地面
に前往して両平に蘇木・胡椒等の物を収買せしむ。回国して預め
下年に大明天朝に進貢するに備う。

所^よ擧りて今差去する人員は、別に文憑無くば誠に到处の官司の

盤阻して便ならざるを恐る。王府、除外に今、玄字一百七十四号
半印勘合執照を給して正使佳満度等に付し、収執して前去せしむ。
如し^も経過の関津把隘の去^と処及び沿海巡哨の官軍の驗実に遇わば、
即便に放行し、留難して困つて遅悞して便ならざるを得しむる母
れ。所有の執照は須らく出給に至るべき者なり。

今開す

正使一員 佳満度

副使二員 麻寧球 吾刺每

通事二員 高賢 高賀

火長 梁実

管船直庫 麻勃他

梢水共に一百五十名

正徳四年（一五〇九）八月十八日

右の執照は正使佳満度・通事高賢等に付し、此れに准ぜしむ
進貢等の
事の為にす 執照

1-42-04

琉球国中山王の、鄭玖等を暹羅等の国へ遣わす執照

（二五〇九、一〇、九）

琉球国中山王、^{げん}見に進貢の事の為にす。

今照らすに、本国は貢物を欠乏し、深く未便と為す。此の為に